

入札説明書

令和8年度 中和土木事務所不動産鑑定評価等業務

(御所高取バイパス その2)

令和 8年 5月

奈良県中和土木事務所

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務委託の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定めるもののほか、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 参考資料の閲覧・貸出

見積参考資料として、鑑定依頼地等にかかる下記資料の閲覧・貸出を行います。なお、貸出可能な期間は、1者につき、午前・午後を単位とした半日間までです。また、来庁前には事前に電話連絡が必要です。

① 提供資料

- ア 計画平面図
- イ 公図
- ウ 登記事項証明書

② 閲覧・貸出場所及び事前連絡先

奈良県中和土木事務所幹線建設課幹線用地係

（詳細は下記11を参照してください。）

③貸出期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月24日（水）

3 競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書は様式1により作成してください。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料については、入札公告第3で指定する方法等により提出してください。

添付資料

- ・不動産鑑定業者として登録を現に受けていることを証する書類の写し（不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項関係）
 - ・担当不動産鑑定士に係る不動産鑑定士登録通知の写し（不動産の鑑定評価に関する法律第15条関係）
 - ・担当不動産鑑定士が、令和3年1月から令和7年12月までの間に国の土地鑑定委員会（国の審議会）によって鑑定評価員に任命された者（奈良県分科会（第1から第3のいずれか）に属すること）であったことが確認できる資料の写し、又は令和3年1月から令和7年12月までの間に奈良県の地価調査の鑑定評価員の担当経験のある者であったことが確認できる資料の写し
- (4) 開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
 - (5) 競争入札参加資格確認のため、特に必要があると認められる場合には、追加の資料を求めることがあります。

4 入札の手續

- (1) 入札書は、書留郵便により提出してください。別添入札書の提出方法を参考に、各封筒には『令和8年6月25日（木）開札 令和8年度 中和土木事務所不動産鑑定評価等業務（御所高取バイパス その2）入札書在中』と朱書きしてください。入札書を封緘した内封筒を送付用の外封筒に入れて、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。作成及び提出に係る費用については入札参加者負担とします。
- (2) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書（様式2）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
再度（2回目の）入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手續きに入ることがあります。
- (5) 上記（4）により再度入札を行う場合がありますので、入札書は2枚用意してください。1回目の入札用の入札書と2回目の入札用の入札書が区別できるよう、明示してください。なお、再度（2回目の）入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式3）を提出ください。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格確認のために求めた資料に虚偽があった者の入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格確認のために求めた資料の提出がなかった者の入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は入札参加制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。「くじ」を辞退することはできません。
落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

また、落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約書作成の要否等

要します。契約は、別添の契約書（案）の雛形により契約締結を予定しているもので、契約内容を理解した上で入札してください。なお、契約に係る一切の費用については落札者負担とします。

また、落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。従って、入札公告第5の2で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。契約保

証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を11に記載の提出先に電子メールで提出してください。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 競争入札参加資格確認申請書の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒634-0003

奈良県橿原市常盤町605番地の5

奈良県中和土木事務所 庶務工事課 庶務工事係

TEL：0744-48-3070（直通）

メールアドレス：sDOBOKU@office.pref.nara.lg.jp

11 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒634-0003

奈良県橿原市常盤町605番地の5

奈良県中和土木事務所 幹線建設課 幹線用地係

TEL：0744-48-3078（直通）

メールアドレス：sDOBOKU@office.pref.nara.lg.jp

12 その他

業務の詳細は、別紙仕様書及び契約書案によります。